

教育民生常任委員会

(平成28年 7 月 19 日)

○ 山口智也委員長

皆さん、どうもこんにちは。暑い中、お疲れさまです。

それでは、ただいまより教育民生常任委員会の所管事務調査並びに協議会のほうを始めさせていただきますと思います。

まず、インターネット中継を開始いたしますので、事務局、よろしくお願いいたします。

資料につきましては、きょうの午前中に皆さんのタブレットに配信をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、まず初めに、所管事務調査といたしまして、幼稚園保育料について、議題とさせていただきますと思います。

まず、冒頭、本件の今後の議題の進め方について確認をさせていただきます。

先日の議会報告会の打ち合わせの際にも皆さんにお伝えをしたところですが、本日と8月5日の2回、所管事務調査を行います。それで、本日につきましては、まず、保育料の金額、料金の部分について議論をしていきたいと思っております。そして、その調査の内容をもとに、次、その新保育料の施行時期と、また、条例の中に階層の料金を含めるかどうかの是非について、この二つについては8月5日のほうに議論をさせていただきたいと思っております。この2回の調査の内容をもとに、8月定例会議会の委員会において発議案の審査を行ってまいりたいと思っております。委員の中におきまして修正の提案がある場合も、この段階で採決を行っていきたいと思っております。

それから、今回の発議第5号については、皆さん、ご議論いただいたところで、審査期限を延期することが決定しております。本件は、10月5日――8月定例会議会の最終日――までとなっております。

また、本日は8月定例会議会での発議案の審査に向けて、幼稚園保育料についての認識を深めるための所管事務調査として、理事者から、幼稚園保育料の算定の考え方、そして、保育所保育料との比較等について、改めて説明を受けたいと思っております。その後、皆さんから質疑をお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず冒頭、部長のほうからご挨拶をお願いします。

○ 市川こども未来部長

今回は所管事務調査でお世話になります。

先ほど委員長からお言葉がありましたように、今回については幼稚園の保育料、今回、私どもが提案させていただきました保育料がどのような経過でこのような金額を設定させていただいたか、丁寧に説明をさせていただきたいと思います。

また、協議会をちょっとお願いしてございますので、そちらについてもあわせてよろしくお願い申し上げます。

○ 山口智也委員長

それでは、資料の説明を求めます。お願いいたします。

○ 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

保育幼稚園課、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうで、まず、どういった経緯で今回の幼稚園保育料が応能負担という形になってきたかというところをまず説明させていただきます。

資料、タブレットのほうの1ページをお願いいたします。

幼稚園・保育園における利用者負担の現状についてということで、本市の公立、私立幼稚園及び公立、私立保育園の利用者負担額は下記のとおりとなっております。公立幼稚園については6900円の原則応益負担、私立幼稚園につきましてはゼロ円から2万5700円の実質応能負担ということで、これは所得により補助額が異なってくるということで、就園奨励費補助金が年度末に各家庭に支給をされますので、最終的に応能負担になってくるという形でございます。公立、私立保育園につきましてはゼロ円から5万8500円という中で、応能負担、所得による負担額が異なっております。

子ども・子育て支援新制度におきましては、これまでの制度を存置しながらも、幼稚園、保育園の共通の新たな財政措置が創設されております。本市を含めた各市町村は、新たな財政措置の基礎として、国が公表した公定価格と利用者負担額の基準額、上限額をもとに、新制度に移行する幼稚園、保育園の利用者負担額を新たに設定することが求められております。

新制度に移行する幼稚園ということで、(3)のほうをごらんいただきたいと思います。

公立幼稚園は全て新制度に移行をいたします。私立幼稚園につきましては選択をできます。一つは新制度に移行する、もう一つは、従来どおりの私学助成プラス就園奨励費補助

の形で残られる。現在14園ある私立幼稚園につきまして、新制度に移行したものが2園、従来のおりの形で残られたのが12園という形です。また、新たに新制度のほうに移行はいつでも可能という形になっております。

資料2ページのほうをお願いいたします。

新制度に移行する幼稚園の利用者負担額の設定に当たっての基本的な方針ということで、まず、国が求めております応能負担といたします。

公立、私立とも同額とする。先ほど説明をさせていただきました新制度へ移行する施設については、どの施設でも同じ設定といたします。

国が示す利用者負担の基準額をもとに、次のことを踏まえた市独自の利用者負担額を設定する。こちらの大きな3番のほうからが、今現在、案として示させていただいております、利用者負担額をどのような形で決めていったかという手順でございます。

まず、国の利用者負担額、これは満3歳以上は全て1本になっております。5階層で示された階層別の利用者負担額になっております。所得に応じたこの5階層のものから8階層にふやすということをまず考えました。これにつきましては、国の基準で階層区分が5階層、この中で利用者負担額を見ていただきますと、市民税所得割非課税世帯が3000円、少しでも課税がされますと1万6100円という形で、1万3100円一遍に上がってしまうと、負担額の変動幅が大変大きいということがあります。そのため、負担額が大幅に上昇しないよう階層をふやして間隔を滑らかにしたものです。保育所保育料につきましては、国のほうが8階層で基準を示しておるところ、現在、3階層ふやして11階層としております。幼稚園保育料につきましても、国の5階層に3階層ふやすことで、階層間の変動の幅を同じように均衡を図るということで3階層ふやしたところでございます。

この階層をふやしたところにつきましては、下の表の中の市民税額7万7100円以下、ここが1本になっておりますので、この階層に2階層を追加しております。また、21万1200円以下のところに、こちらのほうも中間階層として1階層を設けております。

次に、2番目といたしまして、3歳児の負担から約2割軽減した4・5歳児の負担額を市独自に設定しております。国が示しております公定価格——1人当たりの保育に係る費用——に当てはめますと、4・5歳児の保育に係る費用が、下のほうを見ていただきますと、3歳児、幼稚園のほうで3万6150円、4・5歳児は2万9280円ということなんですけれども、4・5歳児は3歳児に比べて約2割低い、そのことから、保育園における利用者負担額と同様に、国の基準にはない独自の体系を設定しております。そのことで保育園利

用者の方の保育料との均衡を図らせていただきました。

3 ページのほうに、その均衡を図らせていただいた3歳児と市独自に設けた4・5歳児の料金表を載せさせていただいております。

3番目といたしまして、同じ課税額るとき、保育園の利用者負担額よりも低い負担額で設定をしております。これは、認定こども園を見通した場合、同じ施設の中で生活をしていただく幼稚園利用者の負担額が、短時間保育の保育園利用者よりも高くないように設定をしております。

4番目といたしまして、給食費の副食代相当額——月額2600円——を引いた形で設定をしております。保育園利用者の利用者負担額には、給食費のおかず代、副食代相当が含まれております。幼稚園利用者は別に給食代を負担いただいておりますので、その副食代相当額を引いた利用者負担額を設定しております。

4 ページのほうに、ちょっと参考として載せさせていただいております。こちらのほうでご確認をいただくと、今の国基準で示しておる保育料5階層のものと、案として今示させていただいております8階層のものと、それと、保育園の短時間保育の保育料を載せさせていただいております。その差額を一番右に掲示させていただいております。

参考までに、保育所保育料が11階層、幼稚園保育料が8階層、この差の3階層はなぜかというところで、一番下段のところを見ていただきますと、幼稚園保育料につきましては、市民税所得割課税額が21万1201円以上というところが、保育所につきましては、それよりも大きい課税額の部分として23万4999円、30万1000円と、こういった区分がその額以上のところで設定をしておりますので、3階層多いといった主な理由がそのようなことになっております。

資料のほう、3ページの補足という形で、それぞれ階層の追加、保育所短時間保育の保育料との調整、どのように行ってきたかということにつきまして、課長補佐の田宮のほうから詳しく説明をさせていただきます。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

保育幼稚園課、田宮でございます。

先ほど利用者負担額の設定について次長より説明させていただきましたが、もう少し細かい部分を補足させていただきます。

3ページの補足と記載されている部分をごらんください。

まず、階層設定でございます。

基本的には、国の基準の中間値を設けることを基本としておりますが、3番目の階層であります市町村民税4万8599円以下の階層については独自に設定いたしました。

4ページの表をごらんください。

保育園の保育料におきまして、国の基準にもあるんですが、第4番目として市民税所得割非課税額4万8599円以下という階層がございます。これは、平成26年度までは国の所得税に基づいて保育料を設定しておりましたけれども、市民税が変わったときに、所得税非課税であれば市民税は幾らになるかというところを国がはじき出しまして、4万8600円という数字を設定されました。この数字を幼稚園保育料にも採用させていただきまして、設定させていただいております。金額については、現行の保育料、4・5歳の保育料の6900円というものを設定させていただきまして、3ページの第3階層、3番目に4歳、5歳、6900円となっております。これを逆算させていただいて、19%減額ですから、逆に19%増額した形になると8500円という形になっております。この部分を一旦設定させていただいております。

なお、この後にもご説明させていただきますが、この階層につきましては、保育園の保育料といわゆる逆転現象を起こしておりますので、この設定をさせていただいた金額が直接影響はしておりません。

続きまして、保育園保育料との調整について、ご説明させていただきます。

あと、申しわけありません。階層のほう、追加でございますが、あと、6万2850円と14万4150円以下という階層でございますが、これは前後の階層の中間値、金額も含め中間値で設定したものでございます。

続きまして、③の保育園保育料を上回る場合の設定ということでございます。

3ページ上の表の4・5歳児の負担額から2600円減じた金額よりも、4ページの保育料が低くなっているところがございます。3番目の4万8599円から6番目の14万4150円でございます。この部分について逆転現象が生じておりました。

3ページの下に4万8599円の部分の算定方法を例として挙げさせていただいております。(2)のところでございます。

まず、これは階層区分の部分でご説明させていただきましたが、3歳児の基準で8500円となっておりますが、この階層の保育園保育料は6600円となっております。この6600円よりも100円安い6500円で設定を行いました。この6500円から19%減額しますと、5300円と

いう形になっております。そこからさらに④の給食費副食代の2600円を減じますと、2700円となります。同じようにほかの階層も設定すると、4ページの保育料表のような保育料の設定になります。

以上で補足説明を終わります。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。説明は以上ですかね。

まず、理事者のほうから提案をされている新幼稚園保育料の積算根拠、また、保育園の保育料との比較というところが、私たち、しっかり押さえなければいけないかと思ひまして、今回このような説明の機会を設けさせていただきました。後々また皆さんからさまざまな別の料金のご提案等もあろうかとは思ひますけれども、まずはこの現状の料金の根拠というのをしっかり押さえたいと思ひております。

今、説明いただきましたけれども、私もなかなか1回では理解ができないほど、いろいろ複雑な計算、①から④までの要素を盛り込んだ結果、こういう料金体系になっていることですのでけれども、皆さん、まだまだ100%ご理解、なかなか難しい部分があるかもしれませんので、ぜひ細かい部分も含めて、どんなことでも結構ですので、まず、今ご説明いただいた部分について、ぜひご質疑いただければと思ひておりますので、よろしく願ひいたします。

それでは、ご質疑のある方、挙手にてご発言を願ひます。

○ 樋口博己委員

今、説明いただいた新料金の案と、これは全体会の説明会でもちょっと質疑があったかと思ひますけど、今の現行の6900円と変更後は、保育料の収入額としてはどれぐらいの差が出てくるんですかね。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

昨年の全体会のところで算出した数字ではございますが、従来の保育料でございまして、4歳、5歳を含めて約6000万円ぐらいの収入になっております。新保育料を全て当てはめますと1億900万円程度ということですので、約5000万円ぐらいの増収の予定でございまして。

○ 樋口博己委員

結構です。

○ 山口智也委員長

収入的には1億900万円ということなので、4000万円強上がるという……。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

約5000万円上がるということですね。

他にご質疑がありましたら、お願いいたします。

○ 森 康哲委員

給食費の副食代2600円はマイナスして設定するということですが、比較的幼稚園保育料のほうにはデリバリー給食の補助費というのは入っているんですか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

保育幼稚園課、田宮でございます。

現状のデリバリーにつきましては、デリバリー給食でつくった給食費そのままをご負担いただいております。

○ 森 康哲委員

負担はそのまま、補助費は中学校の給食と同じ250円を税負担しておるという理解でよろしいですか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

今現在、260円という形なんですけれども、全額を保護者のほうで負担していただいているという状況でございます。

○ 森 康哲委員

保護者負担じゃなくて、税負担の部分は幾らなんですか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

税負担の部分は、今のデリバリー給食についてはございません。いわゆる市の負担という部分はございません。

○ 森 康哲委員

そうすると、中学校給食は1食250円税負担しておって、幼稚園のデリバリー給食は、保護者負担250円のデリバリーを食べているということで、そういう理解でいいんですか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

田宮でございます。

中学校給食の状況については、私、詳しく存じませんのであれですが、260円の部分については全額保護者負担で、市の負担が全くないという状況でございます。

○ 山口智也委員長

よろしいですか。

他にご質疑。

○ 土井数馬委員

恐らく国基準とか保育園の保育料とか比較して、十分計算して設定されたと思います。きちんとされたと思いますけれども、さっき樋口博己委員が伺っていましたけれども、現行で6000万円、今度プラス5000万円、これは足しても1億1000万円ぐらいで、ただでも一緒やないかと思うんですけれども、実際、いつも言いますけれども。その辺、徴収しなきゃいけないというような決まりが国であるのか、その辺、ちょっと聞きたいんですけれども。何でもいいわ、ただでいいんじゃないかと、1億1000万円ぐらいやったらと思います。

○ 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まっております。そういった中で、新制

度に移行する保育園、これは公私立で、幼稚園についても、公立は全て、私立は選択がございませけれども、新制度に移行する施設につきましては応能負担にするという基本的な考え方を示されております。そういった中で国が上限額を示してきております。その上限額の中で保育料を設定するというのが今回の新制度の考え方になっております。

○ 土井数馬委員

先ほども言いましたけれども、今回の新基準が私は悪いとは思っていませんし、十分に考えられたものやと思いますけれども、今、全国的にも保育園のことや待機児童のこと、いろいろ問題、今、東京都知事選挙をやっていますけれども、本当に子育てをどうしていくんだとか、うんと下げて入りやすいようにするような候補者の話も出ておりますし、四日市市の持っている考え方として、保育料も含めて、保育園も含めて無料にしていくというふうな、本当ならそうしたいという思いがあるのかないのか、その辺を伺いたいということです。

○ 市川こども未来部長

今回の試算というのは、公立の幼稚園の収入の増について先ほどお答えさせていただいたわけです。現在、国のほうでも、5歳児を義務教育化しようというような動きがあるということはちょっと情報としてお聞きしております。できれば、私どもも、5歳1年間は就学前の教育を全員に保障するという観点から、そのような形になってほしいなということでは思っております。

市単でもし、例えば5歳児の全員を無料化するということになりましたと、保育園に行っていらっしゃる5歳児、そして、私立幼稚園に行っていらっしゃる5歳児、こちらも当然、無料にしていかなければいけないということになりますので、そのあたりをどうしていくべきか、予算も当然1億円では足りないということになりますので、まだ市単ではなかなかそこまで現状踏み込めないなというふうには思っております。

○ 土井数馬委員

よくわかるんですけども、ですから、子育てというか、子供の教育とか保育に対してどのぐらい、こども未来部としては比重というか、全体の四日市の予算から見て、もう少しあるべきだろうとか、今のままで何とか改正して上げていくんだとか、その辺がち

よっとわからないもので、本来でしたら、もっと予算を子育てに対して出すべきだろうというふうに思っておられるかどうかを聞きたいわけで、そこが根本なものですから。何遍も言いますよ。今回の改正は私は悪いと思っていませんので、十分に考えていただいたと思いますけれども、根底にあるのがきちんと聞きたいな、そういうことですので、よろしくをお願いします。

○ 市川こども未来部長

子供というのは、市の将来、未来だということでございます。特に就学前教育にお金をかけるのが、国際的にも一番子供たちの能力を伸ばすために効率のいい投資だというような研究結果も出ています。ですから、私自身も就学前教育は非常に重要だと思っておりますし、毎年毎年、医療であったり、あと学童保育であったり、あるいは発達に課題のあるお子さんの放課後等デイサービスであったり、予算の規模としましては、年々こども未来部の予算はふえてきております。ですから、今後も上げていく、それは当然考えていかなければいけないと思っております。市全体の予算の中での話でございますけれども、こども未来部としては、年々予算も充実をしていきたいというふうに考えております。

○ 土井数馬委員

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

済みません、最初にお聞きした金額は、これは公立だけということなんですね。2園、私立幼稚園がこれで移行しておるんですよね、4月から。その辺を含めると、どうなるんですかね。今まで私立の保育料をいただいていたところでこれを適用されると、私立の2園でどれぐらいの差があるんでしょうか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

2園の部分で、いわゆる国基準額から下げた部分、負担額ということになります。

○ 樋口博己委員

去年度と今年度の差はどれぐらいですかという話です。

○ 市川こども未来部長

歳入で市のほうに入ってくるわけではありません。保育料というのは基本、私立の幼稚園さんについては、私立の幼稚園に納入をしていただくことになります。それと、国が決めている基準額との差が施設型給付という形で、こちらは歳出として出ていきますので、その2園分の額ということでよろしいでしょうか。ちょっと複雑な構造になっておりまして、説明をしにくいんですけども。

○ 樋口博己委員

正確な数字でなくて、おおよそでいいです。要するに、料金体系が変わることによってどれぐらいの差があるのかなというめどを聞きたいので。

○ 山口智也委員長

私立の2園分も含めるとということですか。

○ 樋口博己委員

2園。

○ 山口智也委員長

2園分だけの話。

○ 市川こども未来部長

最初、スタートした年は1園だったんです。今年度から2園になりました。去年は国が決めている基準どおりの金額が保育料として決定されておりまして、平成28年の4月から、この前の委員会のおきにお認めいただきまして、新しい保育料を適用されているというのが2園。ですので、1園、2園ということになって、これもまたちょっと金額的にはなかなか難しいのかなと思うんですけど、ちょっと出せたら出してもらいます。

○ 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

国の基準額と市が設定した金額との差額の保育料に対して12カ月分、それと、180人ほ

どが両園で在園されておられるというところで計算してまいりますと、2000万円から2500万円ぐらい、今ちょっと正確な資料を持っておりませんので、大体それぐらいの市単の部分が今回の国の基準額——上限額——から市の基準額を下げた部分での市が負担している金額になっておるかと思えます。

○ 樋口博己委員

それは、施設型給付という形で負担がふえているという意味合いですかね。

○ 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

保育料自体は市のほうの歳入になりませんので、直接、私立幼稚園のほうへ入ってまいります。施設型給付というのは、子供1人当たりの給付額というのが国のほうで決まっております。その給付額のうち、保育料は直接いただく、残りの分については市町のほうから給付をするという形になっております。この保育料を下げた部分が、直接幼稚園のほうに入る金額が少なくなりますので、その部分を上乘せして市のほうから給付をさせていただいておるという構造になっております。

○ 樋口博己委員

わかりました。

○ 山口智也委員長

他にご質疑ありましたら、お願いいたします。

○ 豊田政典委員

この市の案の、段階を追って設定しているわけですが、金額、各階層を決めているんですが、その最初のほうの、8階層でいうと、市民税所得割課税額4万8599円以下のところを8500円に決める部分が、ここがちょっとまだわかりにくいんですけど、これを補足の(1)を読むと、4・5歳児ですが、6900円、現行に置くとなっている。ここが出発点で、あとは均等に割ったりしているんですが、ここをもうちょっと説明してくれませんか。なぜ現行と置くのか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

なぜ現行で置くのかということなのですが、一旦置いているというところもあるんですが、先ほどもちょっと下のほうで申しあげましたが、結局、ここの部分については、保育所保育料と逆転現象が起こっております……。

○ 豊田政典委員

それはいいとして……。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

それで、一旦何か決めるべきものを決めさせていただく中で6900円と決めさせていただいていることではございますが、最終的には逆転現象が起こっていますので、何も決めなくてもいいというわけにもいきませんもので、一旦6900円の現行の保育料を、現状、保育料の設定額で一番金額として低いところに、市民税のかかっている方の低いところで合わせさせていただいてはおるんですけれども、これが例えば、今の6900円が7000円であっても5000円であったからといって、最終的には、後ろの数字を見ていただくと、ここの部分については2700円という保育料になっておりますので、一度決めさせていただいておるんですが、最終的には、低所得者の保育料に関しては逆転現象が起こっておるということで、その部分が保育料の決定に影響しているというふうに考えていただきたいと思っておりますけれども。

○ 豊田政典委員

逆転現象で調整した前段階の話なんですけど、ここが変わると全部変わってくるもので。全部というかね、ここ、二つ書いてあって、補足の（１）、タイトルを入れて４行目の、現行の6900円を設定するというのがスタートなのか、それとも、３歳児からマイナス19%で計算すると6900円になるのか、どっちなの。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

現行6900円を設定したものが根拠になっております。

○ 豊田政典委員

そうすると、国基準の金額を結局ベースにしているわけですよ。3階層にして、今の階層のところが決まらないと、均等に割ろうとしてもできへんもんで現行に置いたと。現行に置いた理由というのは特にはないんですよ、実は。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

現行に置いた理由というのは特にありません。

○ 山口智也委員長

そこって大事な部分だと思うんですけど、所得税の絡みとか、所得税課税の部分の話、ちょっとしていただいたほうがいいんじゃないですか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

そうですね。非課税の部分で、所得税が課税されておる方で、現行6900円の方が一番低い、現行の保育料の中で6900円が一番低い方では、階層は市民税所得割課税額4万8599円以下というところで当てはめさせていただいたという、理由としてはそれだけではございません。

○ 豊田政典委員

だから、このあとの話というのは、ここの階層が決まった上で、あとは三つある階層のところはそこを均等にしているし、次の上の階層へいくときも均等にしているという、わからんでもないし、いいんですけど、だから、ほかの自治体とかを見れば、いろんな計算の仕方をしている。四日市オリジナルのやつは、これだけが正解というわけでもないんですよ。この置き方も、なぜ6900円をここに置いたかというのも、根拠がないといえなわけですよ。だから、いろんな考え方がある中の一つだということだと僕は思っています。

ただ、6900円を置く意味というのは何かあったほうがいいような気がする。やっぱり現行と同じだから、ここはふえないよ、今までどおりだよという意味づけがあると、もう少し説得力が増すのかなと思いますけどね。

○ 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

大変申しわけありません。資料の1ページのほうに、現行の保育料体系として、公立幼稚園は6900円になっております。括弧書きのところ、ちょっと説明が漏れておりまして申しわけないです。一部低所得者には減免制度があるということで、非課税の方については減免をさせていただいております。課税世帯については減免がないということで6900円、課税がされれば6900円という形が今の現行の中での基準になりますので、ここの4万8599円以下につきまして6900円と置かせていただいたということが主な理由でございます。

○ 豊田政典委員

何となく、この際、6900円が20年続いたけれども、経済状況も変わり、ずっと据え置きだったのを抜本的に変えようかというときに、6900円をやっぱり何かの基準に置くというのは説得力がないのかなというふうに思いました。感想ですけれども。

○ 山口智也委員長

他にご質疑がありましたら、お願いいたします。

○ 樋口博己委員

もう一回、保育料との逆転現象と言われましたかね。その辺の保育園の保育料と幼稚園の保育料との市民税所得割課税世帯の2700円、6100円のところの説明をもう一回していただけますか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

6100円のところですね。済みません、市民税所得割課税額4万8599円以下の部分ということでよろしかったですか。

○ 樋口博己委員

はい。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

先ほど6900円というところがございますが、まず、6900円、当然、3歳児になると8500円という金額になるんですが、保育所保育料については、ここのちょっと資料には出

てきていないんですけれど、3歳児の保育料は6600円となっております。保育短時間の部分、3歳児ですね。この6600円よりも100円下げて、8500円のところを6500円まで落としてきております。3歳児が6500円になって、その6500円から19%減額しますと5300円になると。5300円から給食費の2600円を引かせていただくと、2700円になるという形でございます。

○ 樋口博己委員

さっき豊田政典委員からは6900円という話が出ましたけれども、6900円はここにはどう影響してきたんですか、そうすると。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

実際のところ、逆転現象が起こっていますのが、市民税所得割課税額4万8599円以下、6万2850円以下、7万7100円以下、14万4150円以下、この金額は、今、3ページで見ますと、6900円、1万円、1万3000円、1万4800円となっておりますが、ここから2600円を引いた金額に4ページはなっていないと思います。これが調整したところでございます、最終的に、この部分は全て6900円で設定はしておるんですけれども、保育所保育料との逆転現象が起こっておりますので、全て保育所保育料よりも引き下げる形で設定をしておりますので、実際、6900円がその部分の保育料の設定に影響は直接的にはされていない形にはなっておるという形になっております。

○ 樋口博己委員

そうすると、さっき豊田政典委員とのやりとりで、6900円は一つの基準なんだという答弁をされたかなと思うんですけど、これは結果としては、6900円を一旦置いたけれども、結果的に調整しているので、6900円という基準は別になかったという意味合いの説明でよろしいんですか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

1番、2番、3番の考え方の中で、やはりまず一旦6900円という考え方を置きました。この考え方に基づいておりますけれども、それでもなお保育所保育料との逆転現象を起こしておるので、その部分については、それを上回って減額をかけるというやり方を全階層

にもさせていただいて対応させていただいておるということでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、最終確認ですけど、最終的にやはり保育園保育料との整合性が一番大きな決めた基準になっているという意味ですか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

保育所保育料の金額もそうでございますが、やはり例えば3歳、4歳、5歳のいわゆる減額の問題、もしくは給食費の問題、これも本来であれば、給食費も保育所の保護者の方は支払わなくてもいいものということで、そういうふうな金額だけではなくて、考え方も含めてそごがないように、いわゆる不利がないように考えさせていただいていると。

○ 樋口博己委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

今のは、まず6900円と置いて、減額率19点何%を決める。それで各階層を計算するけれども、保育園と比較して2600円以上の逆転が起きた階層については調整したということなので、やっぱり6900円が基準なんですよね。そこを基準に一旦置いた。各階層を見ていったら、幾つかの、四つの階層が逆転しておるもので、多少下げたと、逆転せんように。計算根拠の出発点は6900円なんですよね。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

6900円の金額が影響しておるところにつきましては、3階層の金額と4階層の金額という形になります。4階層の金額は、3階層と5階層の金額の半額になっておりますので、その部分が影響しています。ただし、5、6、7、8階層については6900円は直接的には影響しておりません。また、5階層につきましては、これは逆転現象を起こしておりますので、結局、6900円を定めておりますけれども、相手となる5階層も下げてきておりますので、最終的に4階層も6900円に定めなくても、この金額になっていたという形になっております。

○ 山口智也委員長

6900円が関係しておるといえばしておるし、ちょっとその間のところは、保育園との絡みで基準が変わるといえるしということなんですね。

○ 豊田祥司委員

今の説明を聞いていると、そうすると、6900円を置いた場所がそもそも逆転しているところに置いているということで、本来ならもっと高いところに6900円の位置づけを持ってこないとだめなんじゃないかなと。だから、そうすると、全体的に保育料が下がってくるのかなと思うんですけども、一番所得税の低いところに6900円を持ってきてしまうから、こういう逆転現象が起こってくる。さらに上のほうも値段が上がってくるという考え方になるんじゃないかなというのを聞いていて感じました。

○ 山口智也委員長

それは答弁を求めますか。

○ 豊田祥司委員

答弁、はい。

○ 山口智也委員長

ちょっと今、豊田祥司委員がおっしゃっていた内容をご理解されましたかね。

そうしたら、答弁。

○ 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

この金額の設定、6900円という今の現状の設定が、やはり所得税の減免制度がない方の部分で6900円という形になりますので、高いところに持っていけば、そうすると、今以上に、今の6900円で減免をされていない方も減免になっていくという考え方になります。ですから、今の保育料水準、最低ご負担いただいております6900円の水準のところはそのままにさせていただいて、国の基準はもちろん上限額になっておりますので、それを下回るような設定を考えさせていただいております。今の豊田祥司委員のほうから教えていただいた

ように、6900円を高い層に持っていけば、6900円よりも安くなってまいりますので、今よりも負担がさらに減免のない方についても軽減されてくるということが言えます。これは、保育園の保育料負担についても、既にもう応能負担という形になっておりますので、そことの課税額とのやはり均衡も図るということもあわせて、こちらのほうの基準を設定させていただいたところでございます。

○ 山口智也委員長

豊田委員、よろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

また別の観点ですけど、ある方から最近言われたんですけど、保育園が11階層になっている。認定こども園を考えた場合に、幼稚園も11階層にしたほうがわかりやすいのではないかという意見をもらったんですよ。それは可能なのかどうか教えてほしいんですけど、国の基準というのは上限額ですよ。これを上回ってはいけないんですが、それを階層を保育園のように一番上は市民税所得割課税額30万1000円以上と切るとは可能なんですか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

30万1000円を上限にするということですね。ですので、階層をもう一つ、20万円から30万円までに階層をもう一個、二つなり三つ設けるといことと、結局、今、1万8200円の方を最高額にしておりますので、その部分を最高額にせざるを得ないとは思うんですね、30万1000円以上の場合は。そうすると、その3階層はこの金額よりも当然下げざるを得なくなってくるので、その下げる根拠をどうやって見つけていくのかということを考えていかなあかんという形にはなってくるかと思えます。

○ 豊田政典委員

可能は可能みたいですけど、じゃ、8階層にした理由をもう一回。国はもともと5階層、これをきめ細かくアップする金額を下げるためにというのはわかる。11階層にせずに8階層にしたという。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

先ほどから申し上げておりますように、上限額が違ったということで、20万円までの幅ということはありません。まず、8階層というのは当然頭にはありましたけど、まずはこういう設定の中で中間層をどうやってはめていくかという中で、2階層は当然はめられました。もう一つは、1階層をどこかで、一番下の市民税所得割課税額77100円以下から利用者負担額3000円のところが1階層ではさすがに少し……。例えば、市民税所得割課税額77100円以下と非課税の世帯の間に真ん中の階層を含めるにしても、ゼロと77100円、2で割って3万いくりにするのかということなんですが、それでは少しご負担が大きくなるだろうという中で、一旦、市民税所得割非課税階層の部分を一つ挟んで、その市民税所得割課税額77100円以上との階層を一つつくったという形で、最終的に8階層になったために、国階層との保育園の保育料とのいわゆるバランス的には保たれているのかなと考えたために8階層にしております。それ以上につくること自体も、何で考えやんだかというよりは、今の現状の保育料の幅のことを考えたところで、中間層を入れるというところまでは考えさせていただいておりませんでしたもので、国基準の中間層を入れるのみで考えさせていただいて、プラス市民税所得割課税額48599円以下の階層を一つ入れるという、そういう考え方で8階層になったとご理解いただきたいと思います。

○ 豊田政典委員

市の案を最終的に決めていくについて、先ほどの逆転現象というやつがあつて、これが影響してくるんですけれども、階層区分がそもそも真ん中で重なっていたりして、うまく整合がとれていない。そのものも保育園の階層割というのはどうやって決まったのかなというところまでよくわからなくなってきた、そこに合わせる発想をしなかったというところが、今、説明をもらったけれども、よくわからなくて、結局、階層を上げる自体が、保育園と幼稚園は全然違いますから、数も違う。私に言われた方の言うとおりに、認定こども園になったときに、非常に保護者間で別に対立するわけじゃないですけど、混在した形でややこしいことになっちゃうので、何か明快な答えはないですかね。保育園はこういう理由で11階層になったんだ、だけど、幼稚園はそういう階層分けはできないんだという明快な理由というのはいませんか。

○ 市川こども未来部長

明快になるかどうかちょっとわかりませんが、保育園の保育料につきましては、

先ほどから課長補佐が説明しておりますように、所得のあり方というのは、もともと国基準で8階層で来ております。それをなだらかにするために3階層差し込んで11階層、それは、先ほどから申し上げておりますように、最高額、市民税の所得割の課税額が、幼稚園については就園奨励費補助金のもとになっている金額も同様に21万1201円以上、これが最高額になっております。ただ、保育園の場合は30万1000円以上ということで、ここに開きがあると。ここでやっぱり3階層の差が出ているということになります。

もし新幼稚園保育料、4・5歳児の部分を保育所保育料のほうに合わせにいくとしますと、国が設けております私立幼稚園への就園奨励費補助金、ここのそごが非常に大きくなってまいりまして、これをどう調整していくべきかというのは、ちょっとこれ、市単ではなかなか難しい。これは国と県と市で就園奨励費補助をしておりますので、四日市市独自でなかなか修正していくのは難しく、私立幼稚園にお子さんを通わせている保護者さんから見ますと、ここだけ置き去りにされたような感覚になるかなという気がいたします。

以上です。

○ 豊田政典委員

詳しくはわかりませんが、就園奨励費にも上限階層があって、それから、そこはよくわかりませんが、とにかく国が示してきたもとの階層の上限ですよ。市民税所得割課税額21万1201円以上というのと、保育園のほうは30万1000円以上というのがあって、それにはそれなりの根拠があるから、それを尊重する形で階層を分けたと。崩しちゃうと、いろんな逆に不整合が生じるので、こういう結果になっていますよと、そう理解しておけばいいですか。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

私からもちょっと一つよろしいでしょうか。

タブレットの最後のページで、新幼稚園保育料（案）と保育園保育料との比較で、最終的に差額が一番右の欄に出ているわけなんですけれども、ゼロ円からずっと、大体9000円ぐらいまでの差額が出ていると。これは、新しく今案で出ている新幼稚園保育料の8階層の料金には、給食費、減じていますので、給食費は含まれていないと。一方で、保育園保育料の月額金額は、この11階層で、当然この中には給食費の副食代は含まれているという、

その差はあるということで、結局、それを加味すると、この差額は、出ている差額よりももう少し差が縮まるというか、実際はそこの部分があるので、もう少し縮まるという理解でよろしいのでしょうか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

この部分については、実際には、給食の調整をすると2600円下がってくるという中で、先ほど豊田政典委員からもお話がありましたけれども、階層区分が若干違っておられますので、同じ保育料のところでも差額が大きく違ってくるというような調整にもなってくるという形になります。ですので、最低の金額でも2700円ということは、100円の差は少なくともついている状況で設定をされておられますので、逆転現象にはなっていないという形でご理解いただけるかと思います。

○ 山口智也委員長

あと、もう一点よろしいでしょうか。

今、豊田政典委員からも、他市のさまざまな事例が、計算方式もさまざまだということでご紹介があったんですけれども、本市と同格市も同じように、今いろんな検討の結果、設定をしてきていると思うんですけれども、例えば、同格市と比べて、新幼稚園保育料の本市が今示している8階層の料金というのは、大体比べて妥当な線なのかどうかというのをちょっと確認したいんですけれども。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

その辺も、この4月になって、昨年度末で変えられているところもあるというところもありますので、それも含めて同格市の状況というのは確認をさせていただいておるんですが、全てまだ見切れていないところはございますが、大体よく似たところかなと思いますけれども、考え方が違うというところと、あと、切り方が違うと、最高額はよく似ているけれども、真ん中の階層の考え方がまた違うということもあるかと思いますが、一概にはちょっと申し上げられないのかなとは思っています。

○ 山口智也委員長

その考え方なんですけど、本市では①から④まで四つの要素を取り入れておりますけれ

ども、ほかの自治体では、その要素はまたそれもさまざまなんですか。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

こちらの保育料を算定するに当たりまして、近隣のほうの保育料の算定状況とかも確認はさせていただいたんですけども、まだ明確に答えていただけたところが非常に少なく、独自に考えさせていただいた観点で調整、設定させていただいているというふうにお考えいただけたらいいかと思います。

○ 山口智也委員長

ほかに。

○ 土井数馬委員

最後です。

そもそも保育園の利用者との均衡を図るというふうな文言も出てくるんですけど、私は、何回も言いますが、これでいいと思っているんですけども、だから、保育園とそもそも利用者が違うわけで、なぜ均衡を図る必要があるのかなと、若干そちらを思っておるんですけどね。図る必要はあるんですかね。認定こども園とか何とかなの関係があるのか、ちょっとようわからんんですけどね。全然利用者が違うわけです。何で図らなあかんのかというのは、何か、今度の新体制はいろんなことを比べても正しいんだよという理由づくりにしているわけではないですわね。そこだけです。

○ 市川こども未来部長

先ほどからちょっと説明させていただいている保育短時間との比較なんですけれども、基本的にお預かりする時間が8時間より長めかな、保育園は、ということになりますね。幼稚園の場合、マックス6時間というような形になります。やっぱり保護者の感情として、6時間預かってもらう保育料と8時間預かってもらう保育料で、8時間預かってもらう保育料のほうが安いというのはちょっと納得しがたいかなというところがございましたので、だから、保育短時間を上回らない金額で設定をさせていただいたところがございます。

○ 土井数馬委員

何遍も言いますけれども、保育園に預ける親は幼稚園に預けようとは思わないと思うんですよ。ただ、単純な比較はできないと思うし、どうしても保育園へ入れなきゃならないので、その保育料であれば、それはそれで納得するんじゃないかなと思いますけれども、この程度にしておきます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

森川委員、よろしいですか。

○ 森川 慎委員

はい。

○ 山口智也委員長

それでは、本日、このテーマについてはこの程度とさせていただきたいと思います。

引き続き、これは8月5日に違う角度から、続いて発議にもありましたように、実施時期をどうするのかとか、あと、階層の料金を条例に含めるかどうかという角度からまた改めてご議論いただきたいと思いますので、きょうちょっと議論を含めて、何かこういった資料もまた追加で欲しいわというようなことがありましたら、今、受け付けたいと思いますけれども。

○ 樋口博己委員

きょうはこの議論はここまでということですかね。豊田政典委員から提案があった料金体系のことはきょうは議論しないということですかね。

○ 山口智也委員長

どうですか、豊田委員。

○ 豊田政典委員

委員長の進め方がよくわからないんですけど、僕は改めて、これは継続審査になってい

るので、4案を提案したいと思うし、それは俎上にのせていただきたいなと思っています。

○ 山口智也委員長

失礼しました。当然、ちょっときょうはまだ1時間しか議論していませんので、保育料について集中的に審議をすべきだと思っておりますので、休憩後、せっかく豊田委員からも前回4案お示しいただいている部分もありますし、ぜひご議論をしたいなと思っております。そういう思いはありましたけれども、皆様、どうでしょう。

○ 森 康哲委員

あくまでもこれは所管事務調査ですよ。審査ではないので、その辺をわきまえて進めたいと思います。

○ 山口智也委員長

所管事務調査の範囲を超えないということはあるので、そこは気をつけなければいけないとは思っておるんですけども、ただ、前回、豊田委員からご提案もいただいている内容なので、そこがぜひ議論をとということであれば、皆さんの合意のもとで進めたいなとは思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○ 土井数馬委員

議事進行ですけれども、豊田さんから前、資料をもらっていますけれども、改めてやはりきちんとそろえていただいて、豊田政典委員のほうから説明いただいて、そこでまた集中的に審議すべきと思ひまして、きょうはやっぱりまだちょっと準備不足じゃないかと思ひますので……。してあるの。いや、きょうはもうこの辺にしておいてよ。ということですよ。

○ 森 康哲委員

正副委員長の打ち合わせではどういうふうな段取りになっておったんでしょうかね。

○ 山口智也委員長

豊田委員のを含めるかどうかというのはちょっと詰め切れていなかったところがあるん

ですけれども、そこは申しわけないと思っておりますけれども、今回、もしきょうはこの程度ということであれば、例えば、次回、8月5日もありますので、その場でということもありますし、先ほど言いましたように、まだ議論すべき要素のあと二つも残っておりますので、そこであわせて議論していただくというのもあるとは思いますが。

○ 豊田政典委員

もう一回、8月5日の午前、2時間しかないということがまず一つあって、僕は、次回、適用時期とか条例化するかどうか議論すると。改めて提案しようと思っていたんですけど、特に適用時期、それから金額負担増についての保護者の意見を聞いてほしいと、聞きたいということは改めて提案するんですけども、そうすると、2時間ではとても足りないわけですよ。だから、きょうのうちにこの金額の8階層の中身、階層の中身をもう少し時間をとってやらせてもらうか、あるいはもう1日追加するなりしないと、保護者を呼ぶかどうか、皆さんの意見を聞いたほうがいいですけども、というようなことも含めて、正副委員長の考え方をもう少し説明してほしいな。

○ 山口智也委員長

とにかくきょうは、冒頭にも言いましたように、この料金の中身については、しっかり現状をまず今押さえたと思っております。示している内容の根拠についてまず押さえなければいけないので。その後、やはり新たな提案とかがあれば、きょうはそれについても議論すべき所管事務調査だと思っておりますので、あくまでも所管事務調査という範囲の中でご議論いただくことについては、ぜひとも皆さん、お時間をとっていただきたいなどは委員長としては考えております。

それでは、皆さん、まずここで諮らせていただくということで、豊田委員の案も含めて、今から議論をしていくかどうかです。

○ 森 康哲委員

休憩をとっていただいて、事務局と調整していただいたらどうですか。

○ 豊田政典委員

日程調整も含めてね。

○ 山口智也委員長

わかりました。

それでは、一旦ちょっと調整させていただきますので、休憩をとらせていただきます。再開は、そうしたら、50分ということをお願いいたします。

14：40 休憩

14：51 再開

○ 山口智也委員長

それでは、再開をさせていただきます。

先ほど、現在の理事者から提案されている新しい幼稚園保育料の積算根拠や保育園の保育料との比較などについて見てまいりまして、さまざまなご議論をいただきました。今からなんですけれども、また前回、6月定例会議会で委員の方から新たなご提案もいただいたところですので、所管事務調査という範囲の中で、料金の妥当性とか、そこら辺の判断材料と今後していくために、そういったご議論をしていきたいと思います。

申しわけございませんが、後ほどまた協議会も1本控えておりますので、今から30分程度、この議論を進めさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともご理解いただきたいと思っております。

それでは、まず、資料のほうを配らせていただきたいと思います。

それでは、提案者の豊田政典委員のほうから四つ提案をしていただいておりますけれども、説明をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。改めて。

○ 豊田政典委員

ありがとうございます。

これは6月定例会議会の審査の中で配付いただいたものと同じなんですけど、中身の前に、先ほどのやりとりをやってもらって、四日市市の原案がオンリーワンではないと、核心理念はいろんな考え方があるというのは確認できたと思うんです。だけれども、一定の考え方に基づいて、しっかりと構築されたものでもあるので、それをベースに、8階層の分け

方も全く同じですし、四日市市の案——私、原案と呼びますが——をもとにつくったもので、それぞれ考え方としては、原案では現行6900円から最大階層で2.6倍のアップになると、なるべく保護者負担を軽減する案はつくれないだろうかということで考えてみた案です。子ども・子育て支援法の考え方、なるべく保護者の負担を減らして子育てしやすいようにという考え方もありますので、負担を減らせないかなということ。もとは市の案であります。

四つあるんですが、案①と②は対世帯年収、つまり、市の案で言うところの市民税所得割課税額です。市民税額から割り出した推定年収というのが左の列から三つ目、推定年収の各階層の中間値をこういうふうに置いてみました。これは市が示している金額から割り出した金額、数字、ただし、第8階層、一番下については、上限がないですから、仮に800万円として計算してあります。

その右の列が原案で市の案、原案を12カ月、1年間にすると、それぞれこういう金額になります。

それを左から三つ目の推定年収で割算して、1000分の1、‰にした比率がこういうふうになっていて、第3階層は12.0‰だけれども、上に行けば行くほどこういうふうに行くほどじゃないですが、第6階層が一番大きい、対年収比率が随分開きがあって、こういうふうなことになっている、今の原案では。だから、年収がどれだけあって、それに対して幼稚園の保育料を幾ら負担するのがいいんだろうかというような考え方です、案①と②は。

25‰を適用した場合がその右です。25‰というのは、簡単にいえば、根拠はないです。ない中で、一番下の欄外にありますように、全世帯の世帯数というのを市役所のほうで別に出してもらっているんですけども、第5階層から第8階層が幼稚園に通っている世帯の85.1%、大半を占める階層なんですけど、ここを25‰で置いてみたのが右から二つ目の列なんですけど、ただし、さっきの逆転現象が起きるのが3階層と4階層なので、これは原案のとおり安くしているということです。

一番右は保育園で、これは参考に書いてあります。

25‰という、根拠がないといえはないやつを置いたのが案①。

案②は、同じく対世帯年収ですけども、今の原案のところちょうど真ん中あたり、年額／年収（‰）というところで、これがさっきと同じやつです。それを税金の課税なんかでよくある累進的にしていった、階層別にいうと3.0ポイントでつなげていくような累進性を持たせた案が②で、それを適用していくと、12.0‰とか15.0‰とか18.0‰、こうい

った負担率を適用した場合に右側二つ目の改正案②になるというのが②。

案③、④はもっと単純です。原案が真ん中でありますが、③も④もそうなんですけど、この原案では、最初に言ったように、負担が余りにも重いんじゃないかということで、第5階層を現行に置いています。さっき私が言ったことと矛盾するようなことになっていますが、ただ、何で第5階層かというと、欄外の1行目に書いてあるように、厚生労働省の調査によって、20代、30代、幼稚園児の保護者世帯であると考えられる所得が、平均所得世帯が第6階層なので、平均よりも下の第5階層は現行でいいんじゃないかというような考え方が出発点、これを原案からどれだけ安くするかという比率を計算すると84.1%になるので、それを全階層に適用したのが③。

④は、同じようなところで、出発点とするのは第5階層、平均よりも一つ下、これが6900円というのを1000円増額した場合です。なぜかという、6900円は20年前に設定された金額なので、その時代から現在の経済状況を考えると、据え置きでは余りにも時代に合わないんじゃないかということで、1000円増額です。1000円の根拠はありません。ないまま比率を計算すると、第5階層は96.3%になるので、それを全階層に適用したという案。

以上なんですけど、審査期限の延期を提案したときにも言いましたように、市の案では負担が大きいので、審査する中で、この委員会で所管事務調査も含めて、よりよい案ができないものかということで提案させていただきました。それならば、改めて時間をとって調査し、審査に臨もうという考え方なので、私のやつをたたき台にしていただければ幸いです、これよりももっといい案があるぜというようなことを出し合いながら、この委員会でベスト、ベターな案ができればいいなということで提案をさせていただきますので、皆さんの調査研究の材料にしていいただきたいなということです。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

豊田委員おっしゃっていただきましたように、今回、出していただいたものを調査の材料としていただきたいなと思っておりますし、豊田委員のこのご提案のことについてに対してのご質疑も結構ですし、また、これ以外のご意見がありましたら。

○ 森 康哲委員

豊田委員、ありがとうございます。

この資料をもとにということ、ここでこの議論をしてしまうと、事前審査に当たってしまうおそれがあるので、きょうはこの説明、聞き及ぶ程度でおさめていただくのがいいと思います。その上で8月定例会議会の審査に臨ませていただくのが、審査期限を延長している最中ですので、その所管事務調査の範囲を超えない程度というところでとどめていただきたいと思います。

○ 山口智也委員長

そのようなご意見がございましたけれども、ほかの委員の方、ご意見がありましたら。

○ 豊田政典委員

先ほどから言っているように、よりベターな案が考えられないかという時間だと思うので、僕はその一つの案を、四つの案を出したと。質疑をしていただければ、私の頭にある範囲で答えさせてもらおうかと思うので、調査の範囲で、ええやないか、悪いやないかじゃなくて、考え方をもうちょっと聞かせろというようなところがあれば、より深めていただければうれしいなど。

○ 森 康哲委員

それも含めて、やはり議案に対しての、これはずばり金額が出ていますので、審査の対象になると思うんですよ。所管事務調査というのは、あくまでも資料をいろいろそろえて、次の審査につなげていくというのが所管事務調査の醍醐味だと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 豊田政典委員

事務局に問うけど、事前審査の定義を言ってください。

○ 寺本議会事務局主幹

事務局、寺本でございます。

事前審査ということでございますけど、議案の審査を行うことが事前審査に当たるかと思っておりますので、いわゆる議案の審査ということになりますと、議案に対する質疑であるとか討論、採決などを行うことが議案の事前審査に当たるという意味合いになるのかなとい

うふうには思っておりますけれども。

○ 豊田政典委員

じゃ、さっきの、事前審査やんか。

○ 寺本議会事務局主幹

今回は所管事務調査のテーマとして取り上げていただいた幼稚園保育料という件でございますので、これがどこまでが議案の審査に当たって、例えば、豊田委員がこういった、私はこういう額がいいと思うというところを含むか含まれるかというのは、非常に、済みません、私、今、明確にこれが当たるとか当たらないとか、それをちょっと申し上げることができないかと思っております。

○ 土井数馬委員

通常の議案聴取会があって、いつも委員長のほうで苦勞してもらっているんですけども、きょうであれば、豊田政典委員のこの資料と説明の範囲内で質疑というのは認められておりますので、その程度にとどめるというのであれば何ら問題はないと思っておりますけれども、そういうふうな進め方を委員長にしてもらえればいいんじゃないかなと思います。だから、理事者に対する質疑というのはきょうはありませんので、あくまでも提案したのを、ここがちょっとわからない、こういうふうな形ならいいんじゃないですかねと思います。どうでしょうか。

○ 豊田政典委員

話が入り口になっちゃうんですけど、事務局がどうも事前審査に当たるような話はしないでくれとくぎを刺しているみたいなんです。節がある。だから、事前審査なんていうのは曖昧な言葉で、それを禁じている法律はないんですよ。議員説明会も事前審査かということになっちゃうし、さっきの質疑応答だって、原案というか、もとの議案そのもの——小川さんや森さんが提案したやつね——に対するやりとりなので、事前審査みたいなもの。そっちのほうは事前審査と言えなくもないわけね。事前審査というとめ方をやめたほうがいいよ、四日市市議会。

だから、所管事務調査という委員会活動の制約を設けるべきじゃないと思う。僕は個人

的に思っている、前からね。より深めるための話し合いを制約してはいけない。事前審査なんてルールは、あれは伝説ですよ、そんなもの。さっき言われたように討論するとか、反対、賛成というのは、それはまさに審査だけれども、そのための意見交換とか、提案だとか、そういうのは大いにやるべきなんじゃないの。

○ 山口智也委員長

非常にこれは事前審査に当たるかどうかというところは、それぞれの解釈の問題の分もあります。ただ、今、豊田委員からご提案いただいた案というのは、発議そのものでもないということも私は思っております。料金の妥当性、市が示している妥当性を判断する調査の一環としての質疑であれば、何ら事前審査に当たらないというふうに私としては解釈をしております。先ほども言いましたように、開始から半分程度たっておりますけれども、残り時間、もう少しですけれども、今、ご提案いただいた内容について、不明な点とか、その程度であれば、今、土井委員おっしゃっていただいたような範囲でご質疑があれば、それだけでもこの場でお受けしたいなと思っておりますけれども、森委員初め、ご理解いただけますでしょうか。その点だけでも踏み込まないと、事前審査ではなく調査の一環としてということ。

○ 土井数馬委員

事前審査云々につきましては、この場でするような問題ではなく、また別の場所すべきだと思います。議会運営委員会とかいろんなところで。今回は、今、委員長が言っただけのように、豊田さんからは、この提案を出してもらったところで新たな案も、これをたたき台にして出してもらったらどうだというふうな意見も出ていますので、今ここで僕もこれはどこから出た、根拠はないというような言葉が3度も4度も出てきておりますので、ちょっと私なりに、皆さんもそうでしょうけれども、もう少しこれを熟読するなり説明いただいて、質疑しようにもちょっとまだようしやんような、私はそういう状態ですので、その辺も踏まえて、質疑の程度でとどめていただければというふうには思っております。

以上です。

○ 山口智也委員長

それでは、これは……。

○ 樋口博己委員

せっかく30分という設定もいただいたので、時間の制限で可能な範囲で質疑してもらったらどうでしょう。

○ 山口智也委員長

じゃ、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

じゃ、あと10分、15分程度ですけれども、それでは、豊田委員のご提案に対しての質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

本日は遅参をいたしまして、大変失礼いたしました。

ちょっと豊田委員の提案について、何点かわからないところを聞かせてください。よろしくをお願いします。

430万円という平均世帯所得が第6階層に当たるところから、平均から下の部分を増額して、対原案96.3%、この対原案比、確かに先ほど豊田委員が提案されたときに特段の根拠はというのは、そもそも原案について根拠を感じる事ができないという意味合いでの発言だったのか、96.3%という値が根拠がないという話だったのか、4案、3案ともに、84.1%というのもございました。原案自身に根拠を感じていないがために根拠がないという発言をされたのか、84.1%ないし96.3%という数字に根拠がないのか、いずれかを教えていただきたいと思います。

○ 豊田政典委員

両方です。もうちょっと丁寧に言えば、市の原案も根拠がないし、私もなぜ、③でいえば、6900円の現行額をここに置く根拠というのもあるやふや、ないです。④の1000円増額と

いう、1000円って何だと言われると、根拠がないということです。

○ 山口智也委員長

樋口龍馬委員、よろしいですか。

○ 樋口龍馬委員

はい、そしゃくしています。

○ 樋口博己委員

私の感覚として、子育て世代の所得が余りないというところが一番大変なのかなと思っ
ていまして、推定年収で中間値の推定年収、掲げていただいていますけれども、第5階層
の380万円が中間値ですかね。400万円強から350万円強ぐらいの範囲だと思っているんで
すけれども、それまでの世帯がちょっと大変なのかなと思っているんですけど、これを減
免するという感覚からすると、どの案が一番近いんですかね。

○ 豊田政典委員

2案。2案は、負担率を累進的に置いているんですけど、右から三つ目。四つ目が原案
ですね。この2案というのは、3階層と8階層を、8階層はほぼですけど、固定した上で、
中身を累進的に均等にふやしているわけです。

今のご質問で、3階層については現行よりも、原案もそうですけど、安くなると、6900
円。4階層が、原案では16.9%なので、これをもうちょっと負担を下げることになります
から、15.0にすればね。僕の一押しは第2案です、そういう意味では。

○ 樋口博己委員

わかりました。

これは私の一つの考え方なんですけれども、前半で行政の案が、僕のとらえ方としては、
保育園の保育料との整合性を一番ポイントとしているのかなというふうに感じていまして、
そうすると、なかなか原案のバランスをとというのはいろいろと難しいのかなと思っていま
して、例えば、3階層、4階層の間、4階層と5階層の間にもう一つ階層を、保育料と整
合性をとったものを二つ入れるといいのかなと思ったりしておるんですけども、豊田さ

んのご意見はどうですか。

○ 豊田政典委員

博己委員が言われるように、階層をふやせば、より負担の増加が和らぐというのはよく理解できるし、いい案ができれば、そのとおりだと思うんです。ただ、僕の頭ではそこまですましくつくれなかったもので、階層分けは市の案のままにしたというところですね。

○ 樋口博己委員

わかりました。

○ 豊田政典委員

いい案、また話してください。

○ 樋口博己委員

ありがとうございました。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にご質疑ございましたら、お願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

豊田政典委員として、一番救いたいと言いたい方はあれですけども、より保障したい所得階層というのは第5階層というふうに考えて、そこにスポットを絞っているんだという考え方でいいのでしょうか。

○ 豊田政典委員

第5階層というよりも、全体的にそうなんですけれども、あえてどこだというならば、3、4案にあるように、所得でいうところの6階層が平均所得の世帯に来ると思いますから、それより下の部分ですよね。だから、5階層まで、5階層以下のところを負担を下げたいという思いはありますね。

○ 樋口龍馬委員

もちろん通わせる人にしてみたら、1円でも安くという基準があると思うんですね。限られた予算の中で、どれだけ四日市市が政策的に子育てをしやすいまちなんだというエッジがきいてこないと、国の基準値に対して市単の予算をつけていく意味合いというのがちょっと薄らいじゃうのかなと自分の中で思っているところがあって、ターゲットをある程度絞ったほうがいいのかという中で、3、4階層については大きく下がったからこのままでいいんじゃないかという思いもちょっと見えてくるのかなというところがないではないんですが、その辺の考え方はどうですかね。

○ 豊田政典委員

一番単純なのは、市の提案があって、そこから一律何%削減と、最初のころに考えたんです、僕。なんですけど、何%削減という、何度も言うのが恥ずかしいぐらいですけど、根拠が見つからない。無理やりつけたような理由ですよ、これ、数字が、何%というのがね。そこが説明できれば、一番議会の判断としてわかりやすいとは思いますが。今のところ、私には見つからなかったというか、これが精いっぱい。むしろそれよりも、次の発想として、対年収というのを別の頭で考えた。そのほうがまだ根拠があるのかなと自分の中では思っているんです。

○ 樋口龍馬委員

例えば、我々の歳費というものを考えても、サラリーマンの方とは全然福利厚生が違う中でという、非常に総額での議論って難しいところがあるんじゃないかなというのは常に感じているところで、子供が多かったり、親を扶養に入れているか入っていないかとか、さまざまな問題がある中で、これは別に反対とか賛成とかじゃないんですけど、ちょっと一律、原案に対して一定のものを掛けていくという考え方は難しいものがあるのかなというふうに感じるんですね。議会のほうから新しいアプローチで何かを提案するのであれば、四日市がより子育てに特化したまちなんだということを感じられるようなところにお金を使うということを僕は一議員として提案するなら提案していきたいし、乗っかっていきたい。ただ、それについておまえが案を示せよと言われると、今、確かに自分としても持っていないところがあるので、そういうところを深められる場所がきょうなのかなという期

待感は自分の中でもあって、その上でもちょっとおくれてしまって申しわけなかったんですけれども。

事前審査云々という話については、ぜひ整理を事務局としてもしていただいて、次回の議論のときには、我々がどこに集中して議論をするべきなのかという土俵だけをつくっていただくのは、これは、事務局さん、整理できるのかなと思うんです。今もこれ以上、やっぱり意見を交わしたいところがあっても、この場ではないんだという話になってしまうと、難しいところがあるので、僕は多分この後、休憩が入った後で豊田さんのところに行って話をするんでしょうけれども、何かやっぱりおぼつかないところがあるので。これは感想めいていますけど。

○ 山口智也委員長

わかりました。ありがとうございました。

それでは、ちょうど約束の時間も参りましたので、事前審査に当たるか当たらんかとか、そこら辺の整理もきちんとしながら、また8月5日もありますので、そこに備えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 豊田政典委員

休憩前にも言いましたが、金額の負担についても、また適用時期についても、事前かどうか知りませんが、6月にも言いましたけど、29年度では早いんじゃないかとか遅いんじゃないかとかいうところをぜひ、実際は保護者から僕は聞きたいなと思うんです。その辺の設定なり、日程追加なり、そういうのはどうなんですか。

○ 山口智也委員長

それも皆さんにきょう諮ろうかと思っております、きょうも1時間、2時間の議論をしてきたんですけれども、直接保護者の方からのご意見を聞く機会を設けるべきではないかと豊田さんから前もご提案いただいておりますけれども、その必要性があるかどうか、ぜひ皆さんの合意の中で決めていきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

豊田さんに質問なんですけど、保護者というところのあたりの方、抽出の仕方というのは

どうなのでしょう。どのようにお考えですか。もちろん聞きたいというのはあるんですけども、その辺で不公平が出ないかなというのだけ心配なんですけれども。

○ 豊田政典委員

言われるように難しいと思いますが、どうでしょう、いろんなやり方があると思うんですよ。例えば、保護者会の市全体の組織もありますし、それが一つの方法だろうし、あるいは、告知して公募というか、誰でも保護者は来てくださいますもあるだろうし、その辺はいろんなアイデアを出して、正副に任せたらいいんじゃないかと思いますけれども。

○ 土井数馬委員

告知してということであれば、利用者だけに限らず、一般の方も出られるということになるかと思うんですけれども、もちろん保育園の親、幼稚園の親、両方とも呼ばんとちよつとあかんのかなと思いますし、呼ぶのであればね。

さっき聞くのを忘れましたけど、豊田政典さんのところでも保育園の保育料と比較がされておるんですけれども、保育園のほうも考えての中でこういった私案を出してきたと思うので、その辺の、呼ぶのであれば、やはりそういうことも含めて、正副にお任せするのなら、その辺も含めて考えていただかないと、利用者は安くせいと言うに決まっていますのでね。一番安いのがいいじゃないかという話になるかと思いますが、わかりませんがね。いろんな意見を聞くのもいいですけども、どういうところを聞くのかも絞り込んでやらないと、ただ、漠然と、保育料といたら安いほうがいい、ただがええに決まっているんですから、その辺も含めてお任せして、こういうふうにするということは事前にやっぱり言ってもらってからじゃないと、一任するのはちよつと重いかなというふうに思いますけれども。

以上ですけど。

○ 山口智也委員長

呼ぶことについて、もう呼ばなくていいというご意見はないですか。その必要性はないというご意見はないですか。

○ 森 康哲委員

確かに、保護者の声も聞いてみたい思いはあるんですけども、時期的なもの、あと、タイムリーな的確な声が聞こえるのかということ、実際に今、5歳児とかの保護者やと、自分の子供には関係ないふうな思いがあると思うので、それよりもやっぱり3歳児、2歳児、ゼロ歳児の保護者の声とか、そういうところも聞きたいなというのがないと、時間的にちょっと難しいのかなと。周知をして、次の8月5日までに段取りして聞いていただくと。当然、資料もそれまでに用意しなきゃいけないし、要望会にならないような仕組みもつくらなあかんやろうし、その辺、正副に全部お任せというわけにもいかんやろうで、私はちょっと今の時期では難しいのかなと思っております。意見として。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

ちょっと僕も難しい判断やなと思いながらお聞きしておるんですけども、それこそ、例えば8月5日にお越しいただいたとしたら、事前審査も何もなしに、本審査になるおそれもあるという危惧もあります。また、日程的なスケジュールからすると、ちょっと8月5日は難しいのかなと思っていまして、もし本当に協議してやり方を含めて相談させていただいてやるとしたら、8月定例会議会の中であれば、まだスケジュール的にも可能性はあるのかなと思ってはいますけれども、そういったところも含めて少し正副で一度協議していただいたらどうでしょうかね。

○ 山口智也委員長

今のご意見は、8月定例会議会の本番で、もし呼ぶんやったら、そういうことも可能性もあるよということで。

○ 樋口博己委員

スケジュール的に。

○ 山口智也委員長

スケジュール的にですね。というご意見もありました。

他の委員さんはいかがでしょうか。

○ 土井数馬委員

どちらにしても、一任するようなお話が出ていますので、一度、正副でもんでもらって、提案してもらえばいいかと思いますが、書面でも構いませんのでね。

○ 山口智也委員長

わかりました。

豊田さん、例えば8月定例会議の本番に入って、本審査に入ったときに、そういう場を、少しの時間になるかもわかりませんが、直接お聞きする場を設けるというお話もあったんですけど、それについてはどうですか。

○ 豊田政典委員

すばらしい案だと思います。

○ 山口智也委員長

賛同のお声がありました。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと今の話だと、発議があって、発議に対する修正である程度の金額が出てきて、その中での議論という話になると、難しさを感じるんです、私はね。どちらかというところと危惧があって、今回の発議のポイントというのは、別紙でつけようとしていた料金設定を条例の中に放り込もうという話、それを放り込むことによって、議会の権能をその金額に対して残していこうという思いからの発議だというふうに私は捉えているんですが、そこにそもそも別表に入れるはずだった金額の議論をミックスしていってしまうと、非常に難しいハンドリングになるのかなというのは感じているところがありまして、それらも整理をするために2回の協議を通じて、修正を出していくのであれば、その修正について、ある程度、委員が議論もし、かつ理解の深度も同じようなところまで持っていった上で審査に臨むべきだという考えから審査期限を延期したというふうに思っておるんですね。それが本番になって修正の案ありきで、先ほどの土井委員の話じゃないですけども、高低が違

うものが出てきて、低のものを示されれば、低になぜいかなのだという話にもなると思うんです。そこに我々の冷静な判断をどこまで持ち込めるかという、場合によっては、議論だとか根拠だとかという問題ではなく、金額の安い高いだけで審査に突入していかなきゃいけない可能性があると考え、私は本番にお招きするというのは非常に怖いというふうに感じますので、余り賛成できんかなというところなんですけれども、呼ぶのなら、前のほうがええかなと思うんですが、ただ、時間的に8月5日という時間がふさわしいかどうかと問われると、それはちょっと近過ぎるよねというのは同じ思いですので、やるのなら、僕は別日程で、かつ本番の前かなというふうに思うんですけれども。

○ 山口智也委員長

8月5日より前ということですか。

○ 樋口龍馬委員

いや、後です。後で、かつ次の議会が開かれるまでの間の時間でやらないと、今から2週間でもって人に公知して、その中で募り、かつ森川委員の言われるような不平等が出ないようにしながらという話になると、これは神わざとしか思えませんので、ちょっと開催の時期が8月5日がいいのかどうかということも含めて呼ぶ呼ばないを検討されるということであるのであれば、私も賛意は示すところなんですけど、まず、本番にお招きするというのは、私は反対です。次に、8月5日が尚早だというなら、それについても理解を示します。だから、このスケジュールのままお招きするというのは余り意味がないことになるのかなという気はします。

以上です。

○ 山口智也委員長

正副でということなんですけれども、ぜひここで流れを固めておきたいなと思うんですけれども、呼ぶということについて否定される方はおられませんか。

○ 森川 慎委員

保護者の方を呼んで、どういったことを聞きたいんですかね。ちょっとそこをまず明確にしておいたほうがいいかなと思うんですけど。

○ 山口智也委員長

豊田委員、お願いします。

○ 豊田政典委員

僕が提案したので、僕の考えで言いますが、今回の保育料改定にまつわる一連の動きというのはあります。もう1年以上前からの動き、それについての広報の仕方であったり広聴の仕方、そういう流れも含めて、我々は把握しておくべきだと思う、現場の受けとめ方というのをね。ということが一つ考えられる。

それから、原案が曲がりなりにも市から説明がされて、それについての当事者である保護者の皆さんの受けとめ方であったり、影響であったり、それから、いつからということに対する、29年度なのか30年度なのかについて、どういった影響が及ぶのかというのが一番お聞きしたいところですね。

○ 土井数馬委員

そうやって呼ぶことに対して、皆さん、そんなにやぶさかではないと思うんですけど、ただ、時期の問題とか、かなり影響しますわね、判断に、どうしても。この辺、ようけ見えて、それか、どうやってするのか知りませんよ。傍聴に来られるのか、あるいは囲んで意見交換するのか、いろいろ方法もあるかと思いますが、先ほど正副委員長に任ずと言いましたけれども、これ、混乱しかねないなという意見に賛成で、やめておいたほうがいいかなとちょっと今思いましたので、今回、呼ぶのはちょっと無理かなというふうな気がしております。僕はもうやめておいたほうがいいかなと。意見です。

○ 豊田政典委員

理由は何なの。

○ 土井数馬委員

理由って、だから、この時期に呼ぶと、判断する時点で利用者の方の意見を、さっきも言いましたけれども、安いにこしたことはないというふうな意見が出ますと、さっき言いましたように、本意じゃないところでどうも揺らぐような気がしておるの、僕はね。だか

ら……。

(発言する者あり)

○ 土井数馬委員

いやいや。いや、だから、原案のほうで僕はもういいんじゃないかなというふうに思っていますのでね。その中でまたいっぱいの方に意見を聞く。どういう意見を聞くのかもちょっとわかりませんし、これ、私どもが見ても、なかなか根拠がないし、どういう基準なのかわからないのを、一般の人が見てどういうふうな反応をするのか、これはやっぱりただ単に一番安いのがいいんじゃないかというふうなことにならないかと思いますよね。それであれば、別段、無理して呼んで意見を聞くこともないんじゃないかなというふうな思っているので。

○ 森 康哲委員

それと、この間の議会報告会でも意見が出たように、この中身よりも、周知の仕方、非常に現場は混乱しているんだという意見があったと思うんですよ。どうなるか、先行きわからないとか、金額よりも制度が変わることについての説明が足りていないという意見があったので、そこで保護者を呼んだとしても、なかなかストレートな意見というのが我々も聞きづらい、さっき土井委員が言われたようなタイミング的な問題もあると思うので、私も今回は呼ばないほうがいいのかと思っております。

○ 豊田政典委員

時期設定、日にち設定が難しいというのは一つ理解した上で、認識がちょっと違うかなと思うのは、僕の4案と原案を比べて、どれがいいですかと聞くわけじゃないんです。こんなん、示さんでいいんです、4案なんていうのは。そうじゃなくて、先ほどから言っているような原案に対する考え方とか、あるいはそれぞれの影響とか、金額、どれがいいんだというようなことじゃなくて、我々は個別に周りの保護者から意見をもらっていると思いますけれども、そうじゃなくて、特に広く、これだけ大きな影響がある議案、案件について、委員会として、所管事務調査のほうがいいという意見もありました。それでいいと思うんですけれども、変わってきていますけど、言うこと。深めるために関係者に意見を

聞くというのは委員会として当然だと僕は、可能であればね、日にち設定が。それに影響されるとかというよりも、いろんな市民の声を聞いて調査していくというのが議会の一つのあるべき姿じゃないかなと僕は思いますけどね。それが議案であろうがなかろうが。

○ 樋口博己委員

私、8月定例会議会というふうに発言したのは、事前審査云々という話が出ていたので、それこそいつ呼んでお越しいただいても事前審査になると思うんです、内容が。だから、それは危ないだろうという話で、それなら、何としてもやるんなら8月定例会議会という話をしたんです。

豊田委員からもこういう提案があったし、動議として議員提案も出ているところからすると、これはもう既にいろんな市民の意見を我々議員が受けとめて、それで議論しているのかなという思いもあるんです。だから、この上で何をお聞きしたらいいのかなという思いもあるんですよ。だから、ちょっとどうなのかなという思いはしています。お越しただいて意見を聞くということに対してね。

○ 山口智也委員長

さまざまな今ご意見を出していただいたんですけども、本当にさまざま、呼ぶべきやというご意見もあるし、もういいんじゃないかというご意見、両方あると思いますので、ここは最終的にちょっと諮らせてもらって決めるということではいかがですか。それか、もうこのまま、今、豊田さん、ご意見を聞かれて、どうでしょうか。もう十分聞いているんじゃないかというご意見だったと思いますけれども、確かに、それぞれの議員がこれまでも、当然、アンケートとかいうことでも資料としても出ている部分もありますし、直接声という部分では資料としても見ておりますけれども、そういった中でもあえてそういう場を設定すべきだということでしょうか。

○ 豊田政典委員

当然そうですね。議員というのは当然、いろんな市民の意見を背負ってきているので、それでいいじゃないかといったら、会議自体、必要ないわけですよ。最初から賛否があるわけで。樋口さんを否定しているわけじゃないよ。そうじゃなくて、改めて議会、委員会でテーマを絞って声を聞くというのは議会の一つのあるべき姿だと思うし、何を聞くんだ

と言われたら、さっき森川委員が言われましたから、僕の考えはさっき言ったとおりです。

原案プラス4案をどれがいいのかということじゃなくて、この案件、今回の提案のスタートから結論まで、我々、責任を持って総括する必要もあるし、理事者の聞いている意見というのあれば、僕の聞いている意見もある。残念ながら、私の家は四郷地区なので、四郷地区周りしか知らないです。別のところで別の動きがあるかもしれないし、知らない声もあるかもしれないので、ぜひ聞きたいなという思いはありますね。

ただ、時間設定が難しい、それもよく理解できる。事前審査云々という心配もわからなくてもないけど、それはやめておきましょう。僕は乗り越えていますけど、そんなものは個人的に。難しいのはよくわかりますが、皆さんもある程度理解はして、僕の提案に同意する部分もあると思います。時間的に難しいというのもわかる。委員長に苦勞かけるというのもわかりますから、どうおさめるんだ……。

○ 樋口龍馬委員

昨年の委員会の中で、幼稚園か保育園か、PTAの方たちとぎくばらんに懇親を深めようという提案が委員長、副委員長のほうからなされて、最終的に事務局サイドから、それは不可能だという判断が出たことがあったんですね。今回の場合、参考人という制度を使うことになるのかなというふうに僕はぼやっと思いつつながら、呼び出す人たちを捉えていたんですけども、委員長としては、保護者の方たちを、当事者の方たちを議会の場所にお呼びするときは、制度としては何を使おうとしているのか、そこだけちょっとまず確認させてもらっていいですか。

○ 山口智也委員長

やっぱり正式に呼ぶのであれば、参考人招致という形にならざるを得んかなというふうに思っています。

○ 樋口龍馬委員

そうすると、公募できないと思うんですわ。こちらから決め込んで、誰を呼んでというターゲットングをして、その人に参考人として来ていただいて、参考人であれば、それなりに用意させていただくものを議会としても用意せなあかんという中で、委員長、ここで決をとったとして、参考人に誰を指名するつもりなんですか。決をとるのはいいですよ、

委員長の仕切りの中で進行されるので、ただ、ここで、じゃ、呼びましょうという話になったときに、参考人としてリストを上げなあかんやないですか。それ、作業的にできるんですか。

○ 山口智也委員長

確かに、それは難しい部分かなと。

○ 土井数馬委員

議事進行で。発案してもらっているのは豊田政典委員ですので、どういう腹案を持っていたのか、ただ市民の意見聞きたいとだけしか言わんとするところを受けとめてないもので、今の樋口龍馬委員の言っているようなことも、どういうふうに呼ぶのか、日程的には僕は難しいと、何遍も言いますけど、難しいですけども、そこまでやっぱり、委員長にどうやってするのやと言われても、いや、俺の思っておったのと違うやないかという話になりかねやんので、実際、どういう形で呼びたいのか、どんな形を思っていたのか、それをちょっと聞かせてもらわないと困るなと思っていますけれども。

○ 豊田政典委員

僕は単純というか、参考人として、四日市市PTA連絡協議会に呼びかけるのがいいのではないかと思っていました。四日市市PTA連絡協議会の幼稚園部というの、幼稚園何ちゃらというの。

○ 山口智也委員長

具体的に四日市市PTA連絡協議会の幼稚園部ということで出ていますけれども、そこに的を絞っても……。

○ 土井数馬委員

できるんですか、委員長。参考人として呼んで、時間的なものとか、いろんなことで。事務局、日程的にどうなの。

○ 山口智也委員長

ちょっとここで整理させてもらうので、一旦休憩を挟ませてください。再開、55分をお願いします。

15:45 休憩

15:55 再開

○ 山口智也委員長

そうしたら、再開のほう、させていただきます。

先ほども話がありましたように、8月5日、次、所管事務調査があるんですけども、8月5日はやはり時間的にもなかなか実施は、呼ぶとしても難しいということで、その上で、もしやるとすれば、本番までの間の日程ということで、改めて日程を追加して実施するという事になるかと思っておりますけれども、そこら辺、まず、皆さんにやるかどうか、ご意見をいただいて、やるとすれば、日程を確保しなければいけないんですけども、追加して呼ぶべきかどうか、ご意見をいただきたいなと思っております。

○ 森 康哲委員

その前に、8月定例会議で本ちゃんと呼んだらという意見があったと思うんですけど、それは、事務局から説明はあったんですか、できるかできないかというところも含めて。

○ 三木 隆副委員長

豊田委員の趣旨からいくと、やっぱり会の前にやるべき、市民の声を聞くというスタンスからいえば、だから、8月定例会議が始まる以前にやるべきというふうに僕らは解釈していますけどね、その件に関しては。

○ 森 康哲委員

そうすると、所管事務調査として日程を追加するという事になるかと思うんですけども、これは、所管事務調査の日程の追加というのはみんなの合意があればできるものなのか、制限があるのかなのか、ちょっと確認したいんですけども。

○ 山口智也委員長

それは事務局……。

○ 寺本議会事務局主幹

事務局、寺本でございます。

所管事務調査の日程につきましては、これまでも各委員会で決めていただいております。別段、本会議での議決等、もしくは議会運営委員会での確認等しておるわけではございませんもので、皆様で合意いただいて追加いただけるということであれば、特段問題はないかと考えてございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員長

ですので、追加をして、保護者の方、どなたかというのはまだこれからお聞きしなければいけないんですけれども、そこら辺、皆さん、ご意見がありましたら出していただきたいと思えます。

日程を今確認させていただいたんですけど、もし実施をするということであれば、8月の17日か19日のどちらかしかないんですけれども、ほかはもう日程が埋まっておりまして、その両日どちらかでだめということであれば、ちょっと物理的に不可能かなということですね。

○ 樋口博己委員

ちょっとその日程では、議員が日程を確保できたとしても、お越しいただく方の日程が多分無理だと思いますけどね、お盆前後という、タイミング的にちょっと難しいと思いますが。

○ 山口智也委員長

ということで、なかなか皆さんの日程以外にも、来ていただく方の都合もあるということで、1カ月後ぐらいの話になってきますので、お盆明けということもありまして、その日程確保ができるかどうかというのもちょっと今不透明ではあります。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

今、ちょっと例えばなんですけれども、一つの案としてご提示させてもらいたいんですが、こうやって実際に来ていただいてお呼びするということのほかにやり方として、今、議案に対して市民から意見募集を行っておりますけれども、例えば、その議案以外に今回の発議もそこに対象として、市民の皆さんから発議に対してもご意見をいただくということも、これは議長等にも申し入れしなければいけない話なんですけれども、そういったやり方もあるかなと思うんですけれども、そういったやり方についてはどうでしょうかね。

○ 樋口龍馬委員

広報広聴委員会を出していくやつやと思うんですけれども、議案に対する意見の募集ということで、発議を諮るという取り組みについてはおもしろいなと思わんではないんですが、要は、行政部局が提案しているものに対して、別表を盛り込みましょうよという発議ですので、その金額の方についてというところでいうと趣旨と合わないのかなというふうには、豊田委員の思いは達成できないのかなというふうに感じる場所がありますし、それを可決、否決することによってどうなるかという説明をどうやってあの議案に補足資料をつけて市民意見を募集するのかという、私はちょっと難しいのかなと、広報広聴委員、大分長いことさせていただいたので、狙った回答というか、狙った議論を呼ぶためには、ちょっと今回の発議をあそこに上げていくのは難しいのかなと私は個人的に感じます。

○ 山口智也委員長

わかりました。

実際に呼ぶということについてですけれども、8月17日、19日、どちらかというところになってくるんですけれども、この辺、まず皆さんの日程はどうですかね。それもだめだということであれば難しいですし。

豊田さんとしては、何としても呼ぶべきだということですか。

○ 豊田政典委員

何としてもといったって、物理的に無理なら断念せざるを得ないとは思いますが。

○ 山口智也委員長

今回については、市民意見をまたそれぞれの議員、本番までに持ち寄って、本番にしっかり審議の中でそれを具体化していってもらおうということでおさめさせていただくことはできないでしょうかね。よろしいですか。

申しわけございません。ちょっと段取りが本当に申しわけなくて、申しわけなかったんですけれども、今回については、日程的に保護者の方を直接呼び出すということが、なかなかこの1カ月以内でということになってくると難しい面がありますので、今回はその提案については、申しわけございませんけれども、なしということさせていただきたいと思えます。ご理解いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

申しわけございません。ありがとうございます。

それでは、引き続き協議会が1本残っておりますので、ここで理事者の入れかえをさせていただきますので……。

○ 豊田祥司委員

ちょっと資料請求で、この発議に関して、別表を条例の中に入れるというところで、ほかの条例でちょっと関連してくるところがあるかなとは思いますが、一覽でもいいかなとは思いますが、何たら条例でこんなん入れなだめなんじゃないのとか、関連するものがあつたらピックアップしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 山口智也委員長

豊田委員、それはこども未来部の所管の中でということになります。

○ 豊田祥司委員

難しいなとは思っているんですが、皆さんの意見、お聞きしたい。どうですかね。

(発言する者あり)

○ 豊田祥司委員

でも、所管事務調査の中ではそれも含めて必要かなとは思っているので、とりあえずは、そうしたら、こども未来部の部分かなとは思うんですけども、保育園の保育料とかもかかわってくると思うので、これを1本通すことによって、ほかの関連するものが、こんなんがあるんじゃないのというのは聞いておきたいなとは思うんですけども。

○ 山口智也委員長

ほかのもので、条例の中に階層別の料金等が入っているものとか、細則で分けてあるものとか、そこら辺がほかに資料としてありましたらということなんですけど、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

豊田委員の求めてみえる資料というのは、多分、こども未来部だけじゃなくて、教育民生常任委員会以外も含めていると思いますので、それは個人的に事務局に頼んだということにさせていただいて、個人の資料としてお持ちになったらどうかなと思うんですけども、この委員会として資料として提出いただくのは難しいかなと思っています。

○ 山口智也委員長

豊田委員、それはこども未来部の……。

○ 豊田祥司委員

それでもいいんですけども、皆さんの所管事務調査として必要ないかな。必要ないんなら、それでも構いません。

○ 山口智也委員長

部長、こども未来部の中でそういった資料はありますか。

○ 市川こども未来部長

こども未来部の中で、特に保育料関係でまとめたものはもう既にございますので、それはすぐにでもお出しすることはできますが。

○ 山口智也委員長

保育園のとかということですか。

○ 市川こども未来部長

そうですね。保育園と、それからあと、子ども・子育て支援法ができたときに、それを細則で定めておりますので、一覧表を、その構造みたいに示したものはあります。

○ 山口智也委員長

じゃ、それはご用意いただくということ。

○ 市川こども未来部長

用意させていただきます。

○ 豊田政典委員

意見ですけど、6月定例会議会の審査の中で、これをやっちゃうとほかにもあるじゃないかという意見を出されたことを踏まえて、条例化するかどうかの判断の材料、参考資料として必要だということだと思っんです。だとすれば、本番までの資料請求という扱いで、全条例にしたらどうですか。こども未来部、保育園関係とか幼稚園だけではあかんわけでしょう、あのとき、発言された委員さん。これをいじると、どれだけ影響するんだ、同じように整合性を持たせようとしたらという話だったので。一覧でいいですよ、どれだけあるか。

○ 樋口博己委員

僕も同じ思いなんですけど、この委員会で資料として出せるかどうかという話もあるのかなと思っていました。

○ 豊田政典委員

本番なら出せる。議案審査。

○ 樋口博己委員

事務局にちょっと確認いただけますか。

○ 山口智也委員長

事務局、どうですか。

○ 笠井議会事務局主事

済みません、その件に関してちょっと調整させていただきたいと思いますので、お願いしてもよろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

一回、じゃ、こちらのほうで事務局で預らせていただいて、出せるかどうか、調整させていただきますので。

○ 豊田祥司委員

先ほど部長から用意してあると言われていたので、5日までにその用意してある分は見せていただけるとありがたいなとは思いますが、すけれども。

○ 山口智也委員長

保育園の部分だけということですか。

○ 豊田祥司委員

はい。

○ 山口智也委員長

それはどうです。じゃ、それだけでもこの全委員に出してもらえますか。

○ 豊田祥司委員

必要なければ、僕だけで……。

○ 山口智也委員長

必要なければ、個人的に渡しますけれども。

(発言するものあり)

○ 山口智也委員長

そうしたら、それだけでも全委員に、教育民生常任委員会の委員にお配りください。

○ 森川 慎委員

もう一つ資料請求させてもらっていいですか。

同格市の保育料の比較をぜひしたいと思うので、今わかる範囲で結構ですので、あるのがあったら、またちょっとまとめて、階層なり値段ってどうなっているのかなというのだけ知りたいので、資料ができたらいadakitaiなと思いますけれども。

○ 山口智也委員長

出せますか。田宮課長補佐、先ほどもご答弁いただきましたけれども。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

8月5日ということですね。

○ 山口智也委員長

8月5日ということです。

○ 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

わかりました。

○ 山口智也委員長

では、よろしくお願ひします。

ほかによろしいですか。資料請求はよろしいでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、この件はこの程度にさせていただきます。

じゃ、あと、理事者の入れかえをさせていただきますので、お願ひいたします。

16 : 13 休憩

16 : 40 再開

○ 山口智也委員長

それでは、委員の方、ご連絡させていただきますので、もうしばらくお待ちください。
行政視察の資料を配らせていただきます。

それでは、7月25日から27日の間で行政視察を開催します。今、お手元に配付させていただきましたが、視察先の概要や列車の切符等が封筒に入っております。

行きなんですけれども、近鉄の特急が9時49分発車ですので、初日は近鉄四日市駅南改札口付近に午前9時40分に集合いただきますようお願いいたします。

初日の昼食なんですけど、近鉄の中で2000円ずつ配付させていただきますので、名古屋駅や新幹線の中でご購入いただいて、お弁当を購入していただきますようお願いをいたします。

行政視察については以上でございます。

○ 樋口博己委員

集合場所、もう一回言ってもらっていいですか。

○ 山口智也委員長

集合場所ですけれども、近鉄四日市駅南改札口付近に9時40分をお願いいたします。

それから、次、次回の委員会なんですけれども、8月5日の金曜日午前10時からとさせていただきます。同じく幼稚園保育料について、議題とさせていただきます。

8月定例会議会の議会報告会の会場なんですけれども、前回、河原田地区市民センターということでお伝えを一旦させてもらったんですけれども、あれはバリアフリーじゃないということがありまして、同じく同じ地区の河原田小学校のほうで開催をさせていただくことに決定しましたので、よろしく願いいたします。

本日は以上とさせて……。

○ 三木 隆副委員長

前回のこの間のシティ・ミーティングの結果と課題の部分、あれをちょっと明確にして。

○ 山口智也委員長

次回8月5日の所管事務調査のときにまとめをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに皆さん、何かありましたら。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、本日は以上とさせていただきます。大変にありがとうございました。お疲れさまでした。

16 : 44 閉議